

第2回総務経済常任委員会・厚生文教常任委員会 合同委員会会議記録

開 閉 会 日 時	令和7年9月12日（金曜）			午前9時55分 開会		
	休憩 10:19-10:21、10:37-10:38、11:02-11:15、11:25-26、					
	11:40-11:42、11:53-11:53、11:58-12:04					
	午後0時04分 閉会					
	休憩時間：0時間26分			会議時間：1時間43分		
会 議 場 所	役場3階 本会議場					
出 席 委 員 氏 名	委員長	木村 淳彦	委 員	早苗 豊	委 員	伊藤 稔
	副委員長	堀切 忠	委 員	立川 美穂	委 員	菊池 秀明
	委 員	西尾 一則	委 員	渡辺洋一郎	委 員	鈴木 健充
	委 員	常通 直人	委 員	橋本 和仁		
	委 員	正村紀美子	委 員	中田智恵子		
	委 員	中村 和宏	委 員	小笠原 等	議 長	梶澤 幸治
	都市経営課長		佐藤 季之	商工労政課長		西田 昌樹
	都市経営課長補佐		佐藤 史彦	商業振興係長		平山 亮輔
	魅力創造課参事		中村 宗紀	生涯学習課長		江崎 健一
	魅力発信係主査		藤村 勇貴	スポーツ振興係長		梅森 祐之
参 考 人						
欠 席 委 員 氏 名						
事務局職員	事務局長 安田 敦史		総務係長 竹川 恭史		総務係主査 大石真澄	

1 開 会

木村委員長（総務経済常任委員会）が開会を告げ、事務局から委員会の日程について説明をする。

2 議 件

（1）調査事項

ア 芽室町の公の施設に係る指定管理者制度運用基本方針について

資料 1-1. 1-2

- ・都市経営課長補佐：資料説明（「資料1-1」「資料1-2」）。
- ・委員長：「資料1-1」の1～3について、質疑はないか？
- ・小笠原委員：町が求める最低水準とは、具体的にどういうものか。
- ・都市経営課長補佐：芽室町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第4条の選定基準による。
- ・委員長：他にないか？
- ・（質疑なし）

- ・委員長：次に「4 課題」について、質疑はないか？
- ・（質疑なし）

- ・委員長：次に「5 次期指定管理者更新に向けた基本方針」について、質疑はないか？
- ・正村委員：現行の評価方法について、どのように分析しているのか。
- ・都営経営課長補佐：評価は、事業計画どおりに実施されているか、いないかの視点で評価している。この方法だと、複数項目の提案事項があれば、そのすべてを実施することが必要になる。逆に、1項目だけの提案事項があり、実績として+α実施したとなれば、評価は高くなる。事業計画に独自提案項目が多いと、評価が高くない傾向にある。
- ・正村委員：評価しやすい手法ということは理解するが、町の主体的な意図が見えてこない。事業者提案だけでなく、町として求めるものを評価項目として取り入れるべきでは。
- ・都市経営課長補佐：事業計画は、町の仕様にそって提案されているため、町としての要求を満たしたものである。
- ・正村委員：町が定める仕様に基づく評価と、事業者独自の提案についての評価は、分けるべきではないか。
- ・都市経営課長補佐：評価が低くなる傾向にあるとの課題はあるが、事業計画どおりに実施されているか、いないかは重要な視点であり、現行の評価方法を継続する方針である。
- ・正村委員：現行の評価手法は、課題もある。外部委員会を導入し、客観性を担保するなど、手法を再検討する考えはないのか。
- ・都市経営課長：評価委員には民間委員もあり、利用者視点を取り入れている。評価方法を変えるつもりはない。
- ・常通委員：現行評価は、評価点が低くなる傾向があると記載がある。「3」は低いのか？町の要求水準に達しているなら適正であり、十分優れているという認識でよいのではないか。
- ・都市経営課長補佐：ご指摘のとおり。表現がネガティブにならないよう、改善したい
- ・正村委員：評価点が低いということを問題視しているわけではない。評価結果が分かりやすいものとなるよう、改善してはとの意図である。
- ・都市経営課長補佐：本来は公募であることから、複数事業者の応募があることを前提としている。複数応募の場合、提案内容が多岐にわたるほうが優れており、そういった事業者が選定される。選定されたのであれば、提案内容はすべて実施してもらうことが前提となる。
- ・小笠原委員：町の仕様書は利用者ニーズを反映しているものと思うが、事業者へその利用者ニーズは伝わっているのか。
- ・都市経営課長補佐：公募の際は説明会を開催し、事業者からの質問内容及び回答は公表している。

- ・橋本委員：指定管理期間が長期化することによるメリット、デメリットは？
 - ・都市経営課長補佐：契約期間が長期となるほうが、投資（設備や人員配置）経費を回収できる期間が長くなり、投資が安易となる。デメリットは、経済情勢の変化など、見通しが立てにくいことがあげられる。
 - ・橋本委員：契約期間内で、評価が低い場合、事業者交代はありえるのか。
 - ・都市経営課長補佐：評価が低いことを条件とした契約解除条項はない。
 - ・菊池委員：契約期間の長期化により事業者が固定化、競争性の低下等の懸念がある。そのため、事業評価は厳しくするべきと思うが、その点はどう考えるか。
 - ・都市経営課長補佐：事業計画を実施しているか、していないかを確認し評価することは重要な視点であり、そこを基本としたい。
 - ・委員長：「資料1-1」について、質疑を終了する。
-
- ・委員長：次に「資料1-2 1 社会体育施設等」について、質疑はないか？
 - ・西尾委員：社会体育施設は期間延長とのこと。過去の応募状況は。
 - ・スポーツ振興係長：1社応募の状況。
 - ・西尾委員：管理する施設数が多すぎるから応募事業者が1社なのではないか。複数社が応募できるような改善は考えていないのか。
 - ・スポーツ振興係長：屋内、屋外を合わせて管理することが、安定的な運営・管理につながると判断している。
 - ・西尾委員：競争性がサービス向上につながる。中央公民館は、複数社の応募がある。安定的運営も重要だが、競争原理によるサービス向上の促進も必要では。
 - ・スポーツ振興係長：一体的運営による安定的な運営を目指す判断である。
 - ・委員長：他にないか？
 - ・（質疑なし）
-
- ・委員長：次に「2 芽室駅前プラザ」について、質疑はないか？
 - ・常通委員：R8から業務委託に変更するメリットは何か。
 - ・商工労政課長：指定管理制度を導入することによるメリットがあるか否かを視点に判断した。
 - ・常通委員：業態を変えることによる影響はあるのか。委託料の見通しは？
 - ・商工労政課長：今後設計するが、提供サービスは同様を予定しているため、現行と大きく変わらない見込み。
 - ・常通委員：業務委託に変更しても、特段のメリットがないのであれば、変えなくてもよいのでは。
 - ・商工労政課長：指定管理による課題を点検し、施設の特特殊性から民間能力が発揮できない施設であるとの判断による変更である。
 - ・正村委員：資料の記述から、現行受託者が引き続き担うことを前提とされているように見える。事業者と協議しているということなのか。
 - ・商工労政課長：現在、町として判断したという状態。今後、正式決定となれば関係機関と協議する予定。

- ・常通委員：業務委託になることで、利用者視点からの変更があるのか。
 - ・商工労政課長：サービスの低下にはつながらない。
-
- ・委員長：次に「3 新嵐山スカイパーク」について、質疑はないか？
 - ・橋本委員：業務委託から指定管理へ変わるが、新たな課題があつてのことか。
 - ・魅力創造課参事：現状の業務委託で、管理上の課題はない。しかし、安全統括管理者と索道技術管理者のライセンスを職員が保有し続けることには、課題がある。長期的なスキー場運営のため、安定的にライセンスを保有するためには指定管理が適当と判断した。
 - ・委員長：他にないか？
 - ・(質疑なし)
-
- ・委員長：次に「4 中央公民館」について、質疑はないか？
 - ・(質疑なし)
 - ・委員長：「資料1-2」について、質疑を終了する。
-
- ・委員長：最後に「資料1-1」及び「資料1-2」全体について、質疑はないか？
 - ・早苗委員：利用者からみれば、指定管理施設も業務委託施設も同じ町の施設。施設により、予約や問い合わせ先が分かりにくいものがある。どの施設も町のHPから、アクセスできるなど、統一的な対応はできないのか。
 - ・都市経営課長補佐：事業者ごとに広報は実施しているので、問い合わせ先を町のHPで集約するなど、使いやすくなるよう改善したい。
 - ・立川委員：施設により、子育て支援への配慮が異なる状況がある。町として、一定の項目について統一した仕様を設けてはどうか。
 - ・都市経営課長補佐：現在、各担当により仕様書を作成しているが、共通で取り入れるべき点などは検討して対応していきたい。
 - ・委員長：ほかにないか
 - ・(質疑なし)
 - ・委員長：調査事項「ア」の調査を終了する。
-
- ・委員長：自由討議を行う。意見はないか？
 - ・正村委員：事業者の評価方法についての調査は、本日だけでは不十分。さらに調査をすすめるべき。
 - ・鈴木委員：指定管理者制度の目的は、住民にかかわる部分が多い。また、指定管理から業務委託となれば、議決が不要となり、町と事業者での協議のみで進むことになる。各常任委員会で継続的に調査を進めるべき。
 - ・常通委員：指定管理施設の評価については、各常任委員会ではなく、合同委員会で評価をすることも検討してはどうか。
 - ・委員長：以上で自由討議を終了する。

3 その他

(1) 次回委員会の開催日時について

- ・委員長：両常任委員長協議とする。

(2) その他

- ・委員長：各委員からないか？
- ・(なし)
- ・委員長：議長からないか？
- ・(なし)
- ・委員長：事務局からないか？
- ・(なし)

以上をもって、合同委員会を終了する。

傍聴者数	一般者	0名	報道関係者	1名	議員	0名	合計	1名
令和7年9月12日								
総務経済常任委員会委員長 木村 淳彦								
議長	副議長	局長	係長	主査	作成者氏名			
					大石 真澄			